

## 海外事業に取り組む日本企業のための グローバルコンプライアンス・アップデート

### Newsletter

May 2018

海外への事業展開の拡大が日本企業にとっての経営課題となって久しく、海外工場／営業拠点の設立や外国企業との合併／M&A／技術導入などの戦略的提携による海外事業への取り組みが、様々な分野で急速に進んでいます。

その一方、事業展開先の国々において、現地の法令違反、不正行為、各種規制やグローバルルールへの抵触など、コンプライアンス上の問題に直面する事例が増えており、巨額の賠償金／制裁金、許認可の取消し／入札資格停止、役職員の逮捕／処罰、強制捜査や民事訴訟、社会的信用の低下と事業への悪影響など、当該国だけではなく関係各国まで巻き込んだグローバルスケールでの重大なコンプライアンス・リスクに発展するケースもあります。日本企業が海外で直面するコンプライアンス上の問題は、その業種、進出国、進出形態等によって様々ですが、その対象国が、欧米など先進諸国にとどまらずアジア、中東、南米、アフリカと多様化してきていることに伴い、特定の国や地域での経験と知識だけでは対応が難しいケースも増えており、文字通りグローバルな知見と対応力を持つことが求められています（[日本企業が海外で直面するコンプライアンス上の課題例](#)）。

当ニュースレターは、海外事業を展開する日本企業のために、ペーカーマッケンジー東京事務所\*の様々な分野の専門家が結集し、その知識・経験とグローバルネットワークを最大限に活かし、海外のコンプライアンス問題に関する最新の動向や実務上の留意点を定期的にお届けするものです。

※ペーカーマッケンジー東京事務所では、世界各国の事務所でも培った知識や経験を集約し、日本企業の法務・コンプライアンス責任者及び担当者を対象とした、コンプライアンス・クリニックをご提供させていただいております。左記のご案内をご参照ください。

#### 海外事業に取り組む企業のための コンプライアンス・クリニック のご案内

日本企業の海外における各種のコンプライアンス問題への対応経験が豊富なパートナー弁護士（複数名）が中心となって担当いたします。



- コンプライアンス・クリニックの詳細は[こちら](#)をご覧ください。
- また、本件に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
[marketing.tokyo@bakermckenzie.com](mailto:marketing.tokyo@bakermckenzie.com)

#### 目次

1. [日本版刑事司法取引制度の導入に伴うグローバルコンプライアンス制度強化の必要性](#)
2. [グローバルベースの内部通報制度の整備](#)
3. [企業結合規制における届出懈怠、ガンジャンピングに対する競争当局の関心の高まり](#)
4. [コラム：アジア各国における輸出管理規制の台頭](#)
5. [お知らせ：コンプライアンス e ラーニングプログラムのご紹介](#)



## 1. 日本版刑事司法取引制度の導入に伴うグローバルコンプライアンス制度強化の必要性（武藤佳昭、パートナー）

このたび、わが国の刑事訴訟法が改正され、時代に即した新たな刑事司法制度の構築を目的として、取調べの可視化、暗号化された通信傍受制度の導入、弁護士選任機会の拡大や証拠開示の拡充など被疑者・被告人弁護権の強化、被害者や証人保護の強化など、さまざまな改革が実施されることとなった。そのなかでも企業法務の関係で注目されているのが、日本版司法取引制度といわれる被疑者・被告人と検察官との捜査協力・訴追合意制度の新規導入である。その対象として、反社会勢力等を対象とする薬物銃器事件のほか、企業不祥事にかかわる財政経済事犯が含まれているため、こうした事案における司法当局の捜査力を高め、立憲を容易にし、関係者への刑事責任の追及をより厳しいものとするのが予想されているためである。米国では、刑事責任を減免する司法取引制度とともに、独禁法などの行政法規違反事件における調査協力への課徴金減免制度や、違反事実申告者への報償金制度など、さまざまな自主申告制度が広く導入されており、これが強力なツールとなって、特に米国特有の厳しい法令遵守思想についていけない日本企業を含む外国企業が芽づる式に摘発をうけ、多額の罰金・制裁金や賠償金を課せられていることは周知の事実であるが、こうした動きがいよいよ日本にももたらされようとしている。

もとより日本企業のグローバル法務活動においては、法令違反や内部不正を抑止し、その発生時の影響を最小限に食い止めるために、法令順守の社内制度を整備・運用し、違反嫌疑を早期発見し、さらには問題事象が発覚したときに事実解明、違反の是正、再発防止に向けた調査活動を迅速的確に進めることが、大切な業務の柱となる。ここで肝となるのは、法令違反や不正事実を早期発見するための仕組みである。海外ビジネスの最前線では、日本とは異なる環境のなかで法令違反や不正への誘惑にかられがちであり、しかも本社ほど管理部門の眼が行き届かない実情もあり、いかに内部規範を厳格化したり研修教育を徹底しても、現実の波にのまれて実効性が追い付かないという事態が避けられない。何かあれば見つけられるかもしれない、という迫真性をもったウォッチやモニタリングのメカニズムを持つことが、実際の違反事象や不正事案を早期発見して問題の伝染拡大を防ぐだけでなく、ややもすると不正への誘惑に駆られることが多い海外の現場に対する心理的抑制効果をもたらすことが期待できるのである。

こうした早期発見メカニズムとしては、会計監査や内部統制との連携協働による不審な経理処理への法的分析や、一般的な内部監査やコンプライアンス制度の運用レビューでの不審事象の洗い出し、さらには欧米では Deep Dive といわれる特定部門や特定子会社を対象とした徹底的な業務監査など、企業組織と活動機能を整備運用することが基本となるが、そのほかに欠かせないのが、内部通報制度、いわゆるホイットスルブローワー制度である。こうした内部通報制度に関する法制上のポイントとしては、導入義務付け、民事報償、刑事免責、通報者保護という4つの領域があるといえる。米国ではこれらがすべて導入されているが、日本ではまだ限定的であり、例えば上場企業についても通報制度の導入は義務ではなく奨励レベルにとどまっており、内部通報者への報奨金制度は採用されておらず、通報者保護についても対象が被雇用者に限定されて、解雇や減給など雇用上の一定の制裁からの保護しか法制化されておらず、雇用上の制裁とは言いにくい左遷などの嫌がらせ的行為、非兼務取締役や外部業者など雇用関係にはない通報者への契約解除などの対抗措置などについては、法令上の保護対象とされていない。「一致団結箱弁



当」といわれるような組織中心の社会的風土のあるわが国では、内部通報とは不正や違反の是正をはかる英雄的行為ではなく、組織と同僚への裏切り行為とみられてしまいがちな傾向があり、それが内部通報制度そのものの弱体化をもたらしているように思われるが、それもあってか、一向にやまない国際カルテルや海外贈賄問題の連鎖に加えて、最近では品質検査偽装や文書改ざん疑惑まで、組織的な内部不正や法令違反が早期発見されないまま長期化深刻化し、法的にも社会的にも必要以上に重篤な結果を招いてしまう事例が跡を絶たないのが現状である。

そのなかで、今回の日本版司法取引制度の導入によって、少なくとも刑事免責という領域においては、国際水準の対応が取られることとなった。これまでのように自首者への裁量の刑罰減免という不透明な措置にとどまらず、検察官との合意による確実な刑事免責のメカニズムが手続的にも明確化されて、通報者への保護と通報の奨励効果が一段と高まったことになり、内部通報の充実という側面では一歩前進ということになる。

他方、これをグローバルコンプライアンス法務の実務、とくに嫌疑に対する内部調査や第三者調査という視点から見ると、自ら不正や違反に加担していた通報者が、内部通報を経ることなくいきなり行政機関への申告や司法当局への自首を図り、企業内部では違反や不正の嫌疑を認知できないうちに突如として行政調査や刑事捜査を受けるとか、関係者が捜査機関との合意による自らの刑事免責確保を優先して、企業の内部調査や第三者調査への協力を渋るなど、さまざまな派生的影響が起こるのではないかと想定される。特に、上述したような文化的背景の下で、内部通報制度を軽視し、形式的に導入したものの魂を入れず、通報への対処をおざなりとし、通報者保護についても法の定める「被雇用者への雇用上の制裁の禁止」という最低限度にとどめて事実上の仕返しを黙認しているような状況があると、不正に関わった者を失望と不安のあまり内部通報ではなく外部機関への通報に走らせる結果を生じ、内部調査や第三者調査による自主的かつ実効的な事実解明、問題是正、再発防止の取り組みを困難ならしめてしまうのではないかと危惧される。

日本版司法取引が導入されることとなった今、グローバル法務コンプライアンスにおける内部通報制度の拡充、特に多言語対応や各国規制適合を含めた実効性ある制度設計と運用体制の整備、従業員のみならず外部業者も含めた適用周知、通報対応の迅速性と客観性確保、そして通報者保護の徹底をはかることが、緊喫の課題となりつつある。さらには、刑事上の免責強化と平仄を合わせるために、通報者への調査協力と引き換えの雇用上懲戒措置の減免、民事求償の放棄といった通報促進手法をより柔軟かつ現実的に運用していくことも検討課題となりうる。

次項では、このうち「グローバルベースの内部通報制度の整備」について詳述する。

[最初のページに戻る](#)

## 2. グローバルベースの内部通報制度の整備（茨城敏夫、パートナー）

最近、海外事業を拡大する日本企業の中で議論されることが多い論点に、どのようにグローバルベースで内部通報制度を整備すべきかという問題がある。海外子会社における不正事案を早期に発見し、それに迅速かつ適切に対応するために、グローバルベースで内部通報制度を整備する必要性については、異論がないところである。しかしながら、どの企業も利用する標準的なグ





グローバルベースの内部通報制度が存在し、それを導入すれば足りるという話ではなく、その整備にあたっては、各日本企業の海外事業が置かれている様々な状況に応じた制度設計をする必要がある。日本で運用している内部通報制度をそのまま海外子会社に導入しようとしたところ、様々な課題に直面し導入を断念せざるを得なかったりするケースもあり、なかなか一筋縄にはいかない。表1のようにグローバルベースの内部通報制度の基本的設計にあたって検討すべき事項は多いが、これらを検討する上では、以下で説明する①自社グループのグローバル・コンプライアンス体制と、②各法域における内部通報制度に対する考え方・法規制の相違、という2つの視点を持つことが重要である。

表1

1) 内部通報窓口（社内 vs. 外部(外部業者、法律事務所)）
2) 内部通報の受付方法（電話、電子メール、手紙等）／対応言語
3) 対象とするグループ会社及び通報者の範囲
4) 匿名通報の取扱い
5) 通報対象行為の限定の要否
6) 内部通報のグループ会社内の処理体制

### ① 自社グループのグローバル・コンプライアンス体制

グローバルベースの内部通報制度は、それ単体で機能するわけではなく、発見された海外拠点におけるコンプライアンス違反事案について、適時かつ適切に社内調査及び是正措置が講じることが可能なグローバルベースのコンプライアンス体制が整備されていることが大前提となる。いくら時間と費用をかけてグローバルベースで内部通報制度を整備しても、内部通報制度を通じて発見されたコンプライアンス違反事案に対して適切な対応が講じられなければ全く意味がない。特に日本企業が頭を悩ますのが、海外子会社の従業員から受領した内部通報の処理体制として、日本本社又は海外子会社（又は地域統括会社）のどちらのコンプライアンス部門が一次的に通報内容を検討し社内調査等の対応策の実施責任を負うべきかという点である。

日本本社のコンプライアンス部門が海外子会社の従業員から受領した内部通報を直接処理すれば、海外子会社におけるコンプライアンス違反事案又はその兆候を日本本社において適時に把握し、迅速に対応策を講じることができる。特に、海外子会社（又は地域統括会社）に十分なコンプライアンス部門が設置されておらず、発見されたコンプライアンス違反事案に対する適切な対応を海外子会社に期待することが難しい場合には有効である。海外子会社の経営陣が関与するような深刻な不祥事（組織ぐるみの贈賄事案等）に対しても、それが隠蔽されることなく、日本本社がその端緒を早期に把握することが可能となる。

一方で、職場のセクハラ・パワハラ問題や横領・着服等、海外子会社の従業員の個人的な不正事案については、日本本社ではなく、現地の事情に通じた海外子会社の方が適切に対応できることが多い。また、現地の会社法等により海外子会社の役員に対して、法令を遵守した経営が義務付けられていることも多く、海外子会社で発生したコンプライアンス違反事案は、できるだけ当該海外子会社が主体となり処理すべきであるとも考えられる（特に、海外子会社に少数株主が存在する場合には、当該海外子会社の関与を限定して、親会社が、海外子会社で発生したコンプライアンス違反事案を主体的に処理することに問題が生じる場合もあり得る。）。

この問題は、（i）海外子会社（又は地域統括会社）に、内部通報により発見されたコンプライアンス違反事案に対して、適時・適切な社内調査及び対



応策を講じる能力を有する独立したコンプライアンス部門があるか、さらに（ii）そのような海外子会社のコンプライアンス部門から日本本社のコンプライアンス部門への直接の報告体制（レポーティング・ライン）が構築されているかという、グローバルベースのコンプライアンス組織体制の整備状況も考慮の上、日本本社と海外子会社の役割分担を決定する必要があるところである。

## ② 各法域における内部通報制度に対する考え方・法規制の相違

海外では、内部通報制度に対する考え方及びそれを背景とした法的規制が、国又は地域によって大きく異なるため、海外拠点ごとに内部通報制度の設計をローカライズする必要がある。特に、その違いが顕著なのが、米国とEU諸国である。

米国では、上場企業は、企業改革法（Sarbanes - Oxley Act）で匿名の内部通報制度を整備することが義務付けられており、さらに金融規制改革法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act）により内部通報者に対する報奨制度が設けられており、内部通報制度の積極的な利用が推奨されている。

他方、EUでは、2018年5月25日施行のEU一般データ保護規則（GDPR）に代表される厳格な個人情報保護法制の下、被通報者（違反行為者として通報された役職員）の権利保護に配慮し、内部通報制度の導入は、個人の基本的な権利の侵害とのバランスを考慮することを前提に正当化されるとの見解が示されている（データ保護指令第29条作業部会意見書（WP 117））。そのため、例えば、通報者及び被通報者の範囲を限定することや、匿名通報を例外とすること等、内部通報制度の適用を合理的な範囲に限定することが推奨されている。さらに、上記①の日本本社又は海外子会社のどちらのコンプライアンス部門が、内部通報の処理にあたり一次的な役割を果たすべきかという論点とも関連するが、内部通報により発見されたEU域内のコンプライアンス違反事案は、原則として、当該EU国内の現地子会社によって処理されるべきであり、現地子会社の経営陣が関与するような当該現地子会社が適切に処理することを期待できないようなコンプライアンス違反事案の場合に初めて、EU域外にあるグループ会社に内部通報の内容を共有することが許容されるとの限定的な見解が示されている。

以上の通り、グローバルベースの内部通報制度の整備にあたっては、各日本企業の海外進出の状況、グローバルベースのコンプライアンス組織体制といった各社個別の事情を前提として、関連する国又は地域の法的規制を遵守した制度設計が必要となる。

[最初のページに戻る](#)

## 3. 企業結合規制における届出懈怠、ガンジャンピングに対する競争当局の関心の高まり（[阿江順也](#)、パートナー）

各国の競争法の企業結合規制においては、一定の要件に該当する企業結合に関する取引を行う場合は競争当局への事前届出（クロージング前の届出）が必要となっている。また、当該届出に係る審査期間の終了又は待機期間の満了までの間、当該取引を実行し、又はこれに相当する行為をすることができない。届出要件に該当するにもかかわらず事前届出を懈怠した場合、又は審



査期間の終了若しくは待機期間の満了前に「早まって<sup>1</sup>」当該取引を実行した場合には、当事会社は各国競争法の定める重大な制裁を科せられる可能性がある。

近年、各国の競争当局は、届出義務違反又はガンジャンピングに対して強い関心を持ち、積極的に執行を行っている。アジア地域においては、本年2月にフィリピンの競争当局が、届出懈怠行為に対して初めての摘発を行い、当該取引は無効とされた上、1,960万ペソ（約4,000万円）の制裁金が科せられた。中国では、今年に入ってすでに4件の届出懈怠行為に対して制裁金を科しているほか、台湾においてもガンジャンピングに対する執行事例がある。また、EUにおいては、直近では、電気通信事業者によるガンジャンピングに対して1億2,500万ユーロの制裁金の支払いが命じられるなど、高額なサンクションが科される事案が続いており、南米チリでも初めてのガンジャンピングに対する制裁に向けた手続きが進められている。

このように、世界各地において届出義務違反又はガンジャンピングに対する執行が活発に行われている中で、日本においても同様に注意が必要であるとともに、グローバルなM&A取引を行う場合には、各国・地域における競争法の下での企業結合規制に留意する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

#### 4. コラム：アジア各国における輸出管理規制の台頭（穂高弥生子、パートナー）

輸出管理規制は、1700年代の英米間での規制に端を発する。このような経緯から、輸出管理規制は、米国、英国その他の西欧諸国において発展し、通常兵器、デュアルユース品の輸出規制を目的とする法規は、年々技術的かつ精緻なものとなってきた。これらの国々で確立された法規は、デュアルユース品等が「悪人」の手に落ちることを防ぐことを主たる目的として共通しており、規制間の差異はさほど大きくない。

これに対して、アジア各国でも、自由貿易のハブ化が進んだこと、テクノロジーおよびイノベーションに対する希求が高まっていることを背景として、輸出規制が台頭しつつある。アジアでの特徴は、サイバーセキュリティにフォーカスするなど、各国ごとに懸念事項が異なり、ゆえに法規制の形態も様々であるということだ。

アジア各国の輸出管理規制について網羅的に述べるスペースはないが、大きくグループ分けをしてみると、まず、シンガポールなど、正式な加盟国ではないものの、ワッセナー・アレンジメント等の多国間輸出管理枠組に準拠した伝統的な規制を設けている国々がある。マレーシアは、ASEAN諸国の中でシンガポールに次いで輸出管理規制の整備が行われた国であるが、輸出管理規制の中心をなす Strategic Trade Act につき 2017 年に大幅な改正が行われたところであり、その違反に対しては死刑を含む厳罰が規定されている<sup>2</sup>。

中国は 1997 年から輸出管理法制を有しているが、2017 年 6 月に Export Control Law (ECL) のドラフトが公表され、パブリックコメントが募集され

<sup>1</sup> 英語で“jump the gun”ということから、このような違反行為は一般的に「ガンジャンピング」と呼ばれている。

<sup>2</sup> 参照：<https://www.bakermckenzie.com/en/insight/publications/2017/09/strategic-trade>



ていることが注目に値する。ECLは本年度中に成立するとされているが、成立した場合には、現行の各種規則・規制を網羅しかつアップデートした、中国にとって最初の体系的・網羅的な輸出管理規制となる見込みである。ECLは、規制対象をデュアルユース品、軍用品、核関連品、その他国家安全に関連する品の4つのカテゴリに分けて規制するものであり、過去に違反行為を行った輸出・輸入企業のブラックリストへの掲載や、中国が他国から差別的な輸出管理規制を受けた場合の対抗措置などについても規定している。中でも、中国に拠点を置く多国籍企業に影響が大きいと思われるのは、ECLが欧米諸国においてよく見られる「みなし輸出」という概念を設け、中国国内で中国国民ないし中国企業から外国人に対して規制対象品が供与された場合には、実際に中国から輸出行為が行われていなくても規制の対象となるとしている点である。かかる規定が実際にどの程度執行されるのかは不明であるが、字義通りに解釈すれば、会社の同僚間での規制対象品に関する情報の交換まで規制対象となる可能性もあり、今後の動向を注視する必要がある<sup>3</sup>。

これらに対して、例えば、インドネシアにおいては、いまだ兵器拡散防止等の観点から設けられた輸出管理規制は存在せず、特定の産品が個別の輸出規制に服するのみである。また、ミャンマーでは、多国間輸出管理枠組に準拠するものではないが、2012年にExport and Import Lawが成立し、2016年には商業省から兵器・弾薬を含む制限対象品のリストが公表されているが、その定義は明確でなく、商業省の広い裁量に服している。さらに現在のところ未だ摘発例がないため、実際の違反時にどの程度のペナルティが課せられるのか不透明な状況となっている。

日本企業も、アジアをはじめとする海外拠点での生産を拡大し、生産拠点の国内市場のみならず、各種FTAを利用して、さらにそこから他国への輸出を行う機会が増えている。また、日本等で生産しこれらの国に輸出した製品が、故障・メンテナンス等によりいったん輸出国に戻される場合にも、これらの輸出管理規制に留意する必要がある。アジアでの輸出管理規制は、今後コンプライアンスの内容に取り込んでいく必要がある事項である。

[最初のページに戻る](#)

<sup>3</sup> 参照：<https://www.bakermckenzie.com/en/insight/publications/2018/01/what-to-watch>



本ニュースレターに  
関するお問い合わせ先



武藤 佳昭  
パートナー  
03 6271 9451  
[yoshiaki.muto@bakermckenzie.com](mailto:yoshiaki.muto@bakermckenzie.com)



穂高 弥生子  
パートナー  
03 6271 9461  
[yaeko.hodaka@bakermckenzie.com](mailto:yaeko.hodaka@bakermckenzie.com)



達野 大輔  
パートナー  
03 6271 9479  
[daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com](mailto:daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com)



茨城 敏夫  
パートナー  
03 6271 9507  
[toshio.ibaraki@bakermckenzie.com](mailto:toshio.ibaraki@bakermckenzie.com)



阿江 順也  
パートナー  
03 6271 9491  
[junya.aoe@bakermckenzie.com](mailto:junya.aoe@bakermckenzie.com)

## 5. お知らせ：コンプライアンス e ラーニングプログラムの紹介

コンプライアンス体制の整備にあたって、役職員に対する継続的なコンプライアンス・トレーニングの実施は必要不可欠です。米国司法省等の各国の執行当局もその重要性を繰り返し強調しています。しかしながら、海外子会社を含めた自社グループの役職員に対して、グローバルベースのコンプライアンス・トレーニングを継続的に実施することは容易なことではありません。

ベーカーマッケンジーでは、世界を舞台に事業を展開する国際的な企業に対して、各国の役職員の主要なコンプライアンス問題に対する意識を高めて、その行動に変化を起こすためのコンプライアンス e ラーニングプログラムを提供しています。全てのプログラムは、実際に実務に携わる各国のベーカーマッケンジーの専門家の監修のもと作成されており、その内容は定期的にアップデートされています。

また、e ラーニングプログラムを運営する Baker McKenzie Link では、企業や組織が、グローバル・レベルのコンプライアンス・トレーニング・プログラムを効率的かつ効果的に実施できるように様々な支援を提供しています。

本eラーニングプログラムがカバーする主要なコンプライアンス問題

- 競争法・独占禁止法
- 汚職・贈収賄防止
- 行動規範・倫理規定
- EUおよび米国の輸出規制と制裁
- マネーロンダリング規制
- 知的財産権
- 個人データ保護

### Baker McKenzie Linkの主なサービス

- グローバル組織全体で導入可能なトレーニングプログラム
- 理解度確認テストと認定制度
- 専門のサポートチーム
- 役職員に対するインビテーション
- 役職員の受講状況のレポートサービス
- 特定の業界や地域に特化したコンテンツオプション
- 最大24か国語に対応
- 定期的なアップデート
- ベーカーマッケンジーの専門家によるトレーニング内容のカスタマイズの支援
- 合理的な料金設定

本サービスに関する詳しい情報は、[marketing.tokyo@bakermckenzie.com](mailto:marketing.tokyo@bakermckenzie.com) までお問い合わせください。

[最初のページに戻る](#)

ベーカーマッケンジー  
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)